

上里町地域公共交通活性化協議会（地域公共交通会議）について

地域公共交通会議とは

地域のニーズに応じた多様な形態の運送サービスの普及を促進し、旅客の利便を向上させるため、地域の実情に応じたバス運行の態様及び運賃・料金、事業計画等について、地方自治体が主宰者となり、地域の関係者による合意形成を図る場として、平成18年10月の改正道路運送法により位置づけられています。

1. 目的

地域公共交通会議は、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の乗合旅客運送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した運送サービスの実現に必要な事項を協議することを目的としています。

上里町でも少子高齢化社会を迎えるにあたり、現在運行されている町内巡回バスなど町を取り巻く課題を整理し、住民意向を踏まえつつ、将来の上里町にふさわしい地域性を勘案した公共交通サービス実現のため様々な協議を行っていきます。

その協議の場として「上里町地域公共交通活性化協議会」が設置されます。

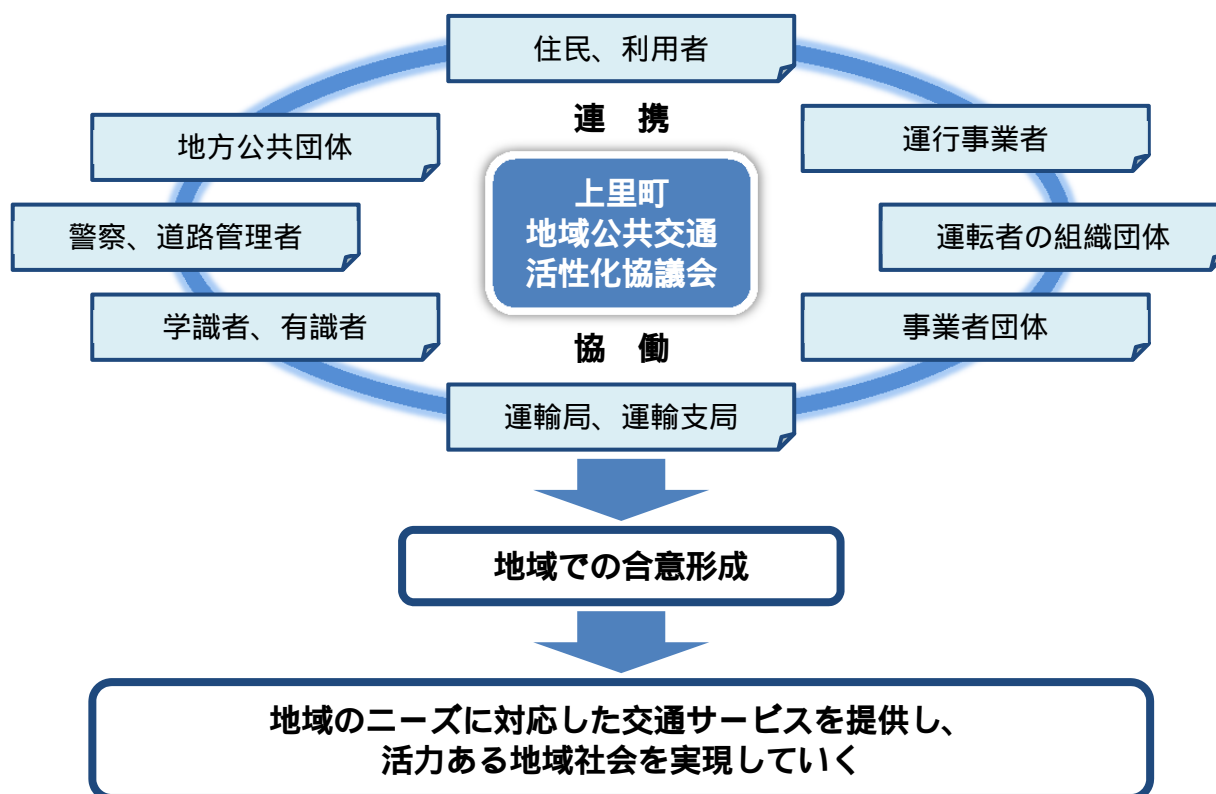


図 上里町地域公共交通活性化協議会

2. 構成員と役割

「地域公共交通会議」の構成員は、道路運送法施行規則第9条の3第1項で規定されているメンバーを必ず委員とします。また、同法施行規則第9条の3第2項で規定されている道路管理者、警察、学識経験者等は、主宰する地方公共団体が必要と判断し構成員に加えることが可能となっています。

表 構成員の主な役割

住民、利用者	<ul style="list-style-type: none">・利用者の視点に立った地域における乗合輸送サービスの設定・運行計画策定への参加・地域の公共交通を支えるという視点から、自ら交通行動を行う主体として参加
運行事業者	<ul style="list-style-type: none">・交通サービスの提供者として、ノウハウを活かした提言
運転者の組織団体	<ul style="list-style-type: none">・労働条件及び労働環境からの意見、提言
事業者団体	<ul style="list-style-type: none">・地域交通ネットワーク構築のための事業者間調整
警察、道路管理者	<ul style="list-style-type: none">・交通保安、道路管理の観点から、運行計画の円滑な実施に向けた指導・助言
運輸局、運輸支局	<ul style="list-style-type: none">・先進事例等、各地での取組みの情報提供・地域の公共交通のあり方に関する指導
埼玉県	<ul style="list-style-type: none">・広域的な視点からの指導・助言
学識者	<ul style="list-style-type: none">・地域の合意形成を図る上での助言、提言
上里町	<ul style="list-style-type: none">・地域住民の移動手段確保に対する責任者・地域の公共交通に関する課題への対応と地域の真のニーズの把握

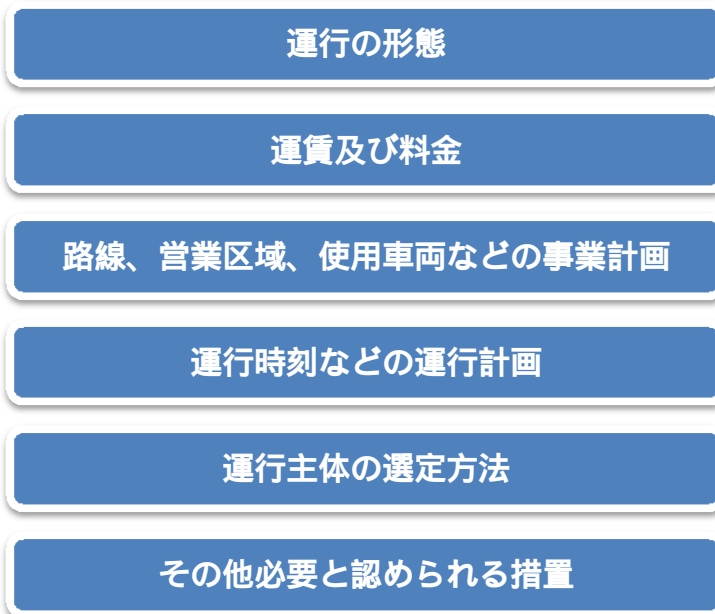
3. 検討事項

地域の実情に応じた乗合運送の形態やサービス水準等について、具体的な協議を行っていきます。さらに、協議が整った内容を変更する場合においても協議を行っていくこととなります。

また、持続可能な地域交通ネットワークを構築するうえで、必要に応じて地域の交通計画を策定していくこともできます。

具体の協議内容

1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の形態及び運賃・料金に関すること



2) 公共交通会議の運営方法及びその他地域公共交通会議が必要と認める事項

4. 合意形成と継続的改善

地域公共交通会議を設置したときは公表し、また、協議事項を記載した議事概要を公開するなど、会議は公開の原則により行われていきます。

1) 地域公共交通会議における合意の方法

地域公共交通会議において協議が調った場合に、地域公共交通会議における合意があったものとみなします。

2) 地域公共交通会議の合意を解除または変更する場合

合意の解除または変更については、合意を解除または変更しようとするに至った事実及び理由を示して協議を行うものとします。

会議において調整が整った合意事項は関係者が責任を持って実行していくこととなります。

その後、継続的に見直しを行うために「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」の 4 サイクルを繰り返すことにより、改善を継続的に循環させ、地域の公共交通をより良いものにしていきます。

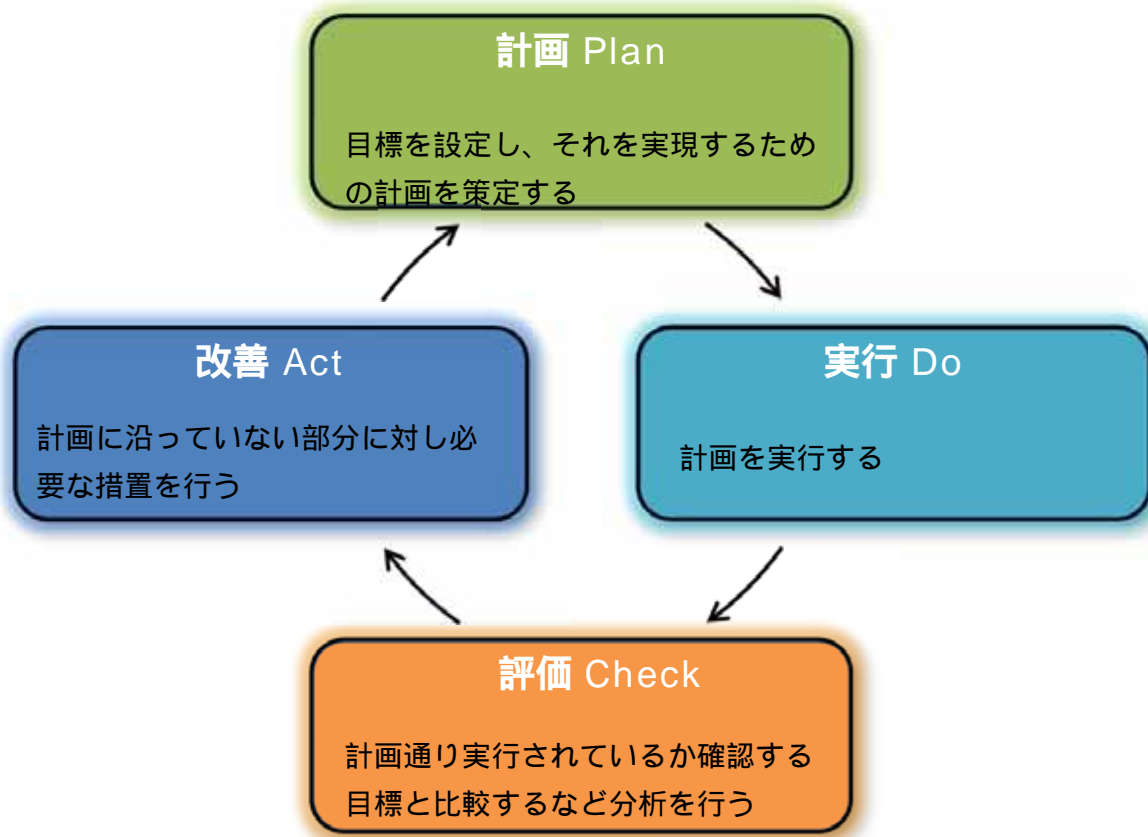


図 PDCAサイクル